

養老町第二回定例会会議録

平成二十八年第二回養老町議会の定例会を養老町議会議事堂に招集されたので会議を開いた。
その次第は次のとおりである。

○議事日程（平成二十八年六月十四日第一日）

日程第一	会議録署名議員の指名
日程第二	会期の決定
日程第三	諸般の報告
日程第四	報告第五号 平成二十七年年度養老町一般会計繰越明許費繰越計算書について
日程第五	議案第四十六号 養老町税条例等の一部を改正する条例について
日程第六	議案第四十七号 養老町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第七	議案第四十八号 養老町土地開発公社定款の変更について
日程第八	議案第四十九号 広幡保育園耐震化及び改修工事請負契約の締結について
日程第九	議案第五十号 物件供給契約の締結について（消防施設（高規格救急車）整備事業）
日程第十	議案第五十一号 物件供給契約の締結について（消防施設（消防ポンプ自動車）整備事業）

日程第十一	認定第一号 平成二十七年年度養老町上水道事業会計決算の認定について
日程第十二	議案第五十二号 平成二十八年年度養老町公共下水道事業特別会計の繰入れの変更について
日程第十三	議案第五十三号 平成二十八年年度養老町一般会計補正予算（第二号）
日程第十四	議案第五十四号 平成二十八年年度養老町公共下水道事業特別会計補正予算（第一号）

○本日の議長並びに出席議員及び欠席議員は次のとおりである。

○出席議員

一	番	北倉義博
二	番	岩永義仁
三	番	長澤龍夫
四	番	大橋三男
五	番	三田正敏
六	番	吉田太郎
七	番	早崎百合子
八	番	野村永一
九	番	田中敏弘
十	番	松永民夫
十一	番	林輝見
十二	番	青山貞一
十三	番	水谷久美子

○欠席議員
なし

○地方自治法第二百一十一条の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

町長	大橋孝
副町長	長谷川悟
教育長	並河清次
総務部長兼 総務課長	田中信行
企画政策課長	川地憲元
総務部税務課長	渡邊章博
住民福祉部長	野村博治
住民福祉課長	高木勉
住民福祉課長	高橋正人
住民福祉課長	松岡弘泰
住民福祉課長	田中一也
生活環境課長	佐藤嘉但
産業建設部参事	高木伸一
産業建設部長	伊藤幸広
農林振興課長	大倉修
産業建設部企業誘致・ 商工観光課長	

○職務のため議場に出席した者は次のとおりである。

産業建設部長	前田勝治
産業建設部長	桐山一則
水道建設課長	田中隆
会計管理者兼 会計課長	佐藤昌子
教育委員会事務局局長兼 教育総務課長	久保寺利明
教育委員会 生涯学習課長	西脇正信
教育委員会 スポーツ振興課長	川添公男
消防総務課長	近藤清隆
議会議務局長	西脇和信
議会議務局書記	國枝利法

(開会時間 午前九時二十九分)

○議長(吉田太郎君) おはようございます。

平成二十八年第二回養老町議会定例会の開催に当たり、議員並びに執行部各位には、何かと御多用のところ御出席賜り、ありがとうございます。

ここで開議に先立ち、町民憲章の朗唱を行います。御起立をお願いします。

前段を僕が読みますので、後段のほうを皆さん、御一緒にお願

いします。

——「町民憲章」朗唱——

ありがとうございます。御着席ください。

本日の会議は、全員出席であります。

なお、報道機関に限り今定例会開会中、傍聴席より議場内の会議の状況について、取材のための写真撮影を許可いたしました。また、議会改革特別委員会による試験的に議場内のビデオ撮影を行います。

それでは、ただいまから平成二十八年第二回養老町議定会定例会を開会し、本日の会議を開きます。

○議長（吉田太郎君） 日程第一、会議録署名議員の指名をします。会議規則第二百二十七条の規定によって、五番 三田正敏君、七番 早崎百合子君を指名します。

○議長（吉田太郎君） 次に、日程第二、会期の決定を議題とします。

ここで、六月九日、議会運営委員会が開催され、本定例会の運営について審査されました。

議会運営委員会委員長報告を求めます。

議会運営委員会委員長 林輝見君。

○議会運営委員長（林 輝見君） 議会運営委員会の報告をいたします。

去る六月九日午前十時より、委員及び正・副議長、並びに執行部の出席のもとに開会いたしました。

協議事項は、平成二十八年第二回定例会の運営についてであります。

まず、会期につきましては、本日、六月十四日から六月二十四日までの十一日間、本会議の開会時間は午前九時三十分からと決定いたしました。

議事日程につきましては、一、開会宣言、二、会議録署名議員の指名、三、会期の決定、四、諸般の報告、五、議案の提案説明及び委員会付託、六、町政一般に関する質問、七、議案の審議、この順序で議会運営を行うことに決定いたしました。

次に、一般質問につきましては、議会二日目の六月二十三日木曜日に行うこととし、本日午後四時までに議長へ一般質問通告書を提出した議員のみに発言を許可し、発言順序は通告書の受け付け順とすることに決定いたしました。

次に、審議する議案につきましては、繰越明許費についてが一件、条例の一部改正についてが二件、土地開発公社定款の変更についてが一件、契約の締結についてが三件、平成二十七年特別会計の決算の認定についてが一件、平成二十八年年度特別会計の繰り入れの変更についてが一件、平成二十八年年度一般会計及び特別会計補正予算についてが二件、以上、合計十一件であります。

審議方法につきましては、議事日程の日程第四、平成二十七年年度養老町一般会計繰越明許費繰越計算書については、地方自治法施行令第四百四十六条第二項の規定による報告でありますので、議会初日に上程し、報告のみを受けること。

次に、日程第五、養老町税条例等の一部を改正する条例についてから、日程第七、養老町土地開発公社定款の変更についての計三件と、日程第十二、平成二十八年年度養老町公共下水道事業特別会計の繰入れの変更についてから、日程第十四、平成二十八年年度養老町公共下水道事業特別会計補正予算（第一号）の計三件は、議会初日に逐条上程し、提案理由の説明のみを受け、議会最終日

に質疑・討論を経て採決すること。

次に、日程第八、広幡保育園耐震化及び改修工事請負契約の締結についてから、日程第十、物件供給契約の締結について（消防施設（消防ポンプ自動車）整備事業）の計三件は、議会初日に逐条上程し、提案理由の説明を受け、質疑・討論を経て採決すること。

次に、日程第十一、平成二十七年度養老町上水道事業会計決算の認定については、議会初日に上程し、提案理由の説明を受けて、総括質疑後、産業建設委員会にその審査を付託し、議会最終日に委員長報告を受けて、委員長への質疑後、討論を経て採決すること。

なお、審査を付託する産業建設委員会は、六月十六日木曜日の午前十時から開催するよう委員長へ要請すること。
以上のように決定いたしました。

これで、議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（吉田太郎君） 議会運営委員会委員長の報告が終わりました。

お諮りします。

ただいまの議会運営委員会委員長の報告のとおり、本定例会の会期は、本日六月十四日から六月二十四日までの十一日間にしたと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日六月十四日から六月二十四日までの十一日間と決定いたしました。

○議長（吉田太郎君） 次に、日程第三、諸般の報告を行います。

本日の日程については、お手元に配付してあるとおりであります。

次に、監査委員から、地方自治法第二百三十五条の第二第三項の規定により、平成二十七年度の四月分及び平成二十八年度の四月分の現金出納検査結果報告書が議長に提出されています。

また、地方自治法第二百四十三条の第三第二項の規定により、養老町土地開発公社の経理状況を説明する書類として、事業報告書及び財務諸表が提出されていますので、理事以外の議員各位のお手元に配付しております。

また、皆さんのお手元に平成二十八年度の予算書が配付してありますので、それぞれ御活用ください。

これで諸般の報告を終わります。
ここで、町長より議案で数字の修正について申し出がありましたので、許可をいたします。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま議長のほうからもお答えさせていただきましたけれども、議案に誤りがございました。まことに申しわけございません。

日程第八、議案第四十九号 広幡保育園耐震化及び改修工事請負契約の締結についてということで、契約金額の一番最後にゼロが抜けておりました。訂正をしておわびを申し上げたいと思います。

正しい金額は五千八百八十四万円ということでございます。議案のほうを改めて配付させていただきましたので、よろしく願いをいたします。大変申しわけございませんでした。

○議長（吉田太郎君） 引き続き、町長より挨拶をお願いします。
大橋町長。

○町長（大橋 孝君） おはようございます。

第二回の定例会に出席をいただきました議員の皆様方、お忙しいのに大変ありがとうございます。

六月の後半に差しかかろうとしているところでございますけれども、梅雨らしい梅雨がないということで、やはり作物等にも少なからぬ影響があるということでございますが、また局地的な豪雨等が起きないように祈るばかりでございます。

さて、七月十日に参議院議員選挙が行われるわけでございますけれども、本年度は初めて十八歳から引き下げられるということで、本町においても、正確な数はつかんでおりませんが、五、六百名の若者が投票されるということでございます。若い人たちの意見がどのように反映されるのか、注目されるところでもありますし、本町としてもそういった貴重な意見をこれからどんどん取り入れていく姿勢を示さなければならないというふうに考えているところでございます。

近年、投票率が低迷をしております。広報等にも力を入れていく所存ではございますけれども、皆様方におかれましても、投票率向上のために、お声かけ等をしていただければというふうに思っております。

本議会十一の議案を提出させていただきました。よろしく御審議をいただきますようお願い申し上げます、挨拶とさせていただきます。

○議長（吉田太郎君） 町長の挨拶が終わりました。

○議長（吉田太郎君） 次に、日程第四、報告第五号 平成二十七年養老町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。
大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました報告第五号 平成二十七年養老町一般会計繰越明許費繰越計算書について御説明申し上げます。

この計算書につきましては、平成二十七年十二月の第四回定例会及び平成二十八年三月の第一回定例会において議決を得ました繰越明許費について、平成二十八年年度へ繰り越した額を報告するものでございます。

各事業の繰越額につきましては、地方公共団体情報セキュリティ強化対策事業七千八十九万円、広域連携による養老鉄道と近隣観光地の活性化事業七千三百万円、西美濃地域定住促進PR事業二百五十万円、Uターン・Iターン就職支援事業五十万円、国内・海外観光プロモーション事業五百万円、広幡小学校外壁改修工事費二千四百七万円、合計六事業で一億七千五百九十六万円でございます。

以上で、報告第五号 平成二十七年養老町一般会計繰越明許費繰越計算書についての説明とさせていただきます。

○議長（吉田太郎君） 報告が終わりました。

ただいまの報告は、地方自治法施行令第百四十六条第二項の規定による議会への報告でありました。

○議長（吉田太郎君） 次に、日程第五、議案第四十六号から、日程第七、議案第四十八号までの三議案は、逐条上程後、提案理由の説明のみ受けます。

それでは、日程第五、議案第四十六号 養老町税条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第四十六号 養老町税条例等の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

地方税法等の一部を改正する等の法律が平成二十八年三月三十一日に公布され、このことに伴い養老町税条例等の一部を改正するものでございます。

これは主に自動車取得税を廃止し、軽自動車税に環境性能課税として環境性能割が創設されることによるものでございます。

今般、消費税増税の再延期について、政治的な判断がなされようとしているところではございますが、この条例改正に当たり、既に当初の増税日程に基づいた準則等が国より示され、その改正内容をもとに進めさせていただいたところで、今後、再延期による税制関連法案に伴う税条例の改正において、そが生じることのないよう、平成二十九年四月の消費税率一〇％への引き上げを前提としたものとして上程をさせていただいておりますので、御理解のほどよろしくお願いを申し上げます。

詳細につきましては、担当課長より補足説明をさせていただきます、十分な審議を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田太郎君） 補足説明を渡邊税務課長。

○総務部税務課長（渡邊章博君） それでは、条を追いまして順次御説明を申し上げますので、よろしくお願いをいたします。

別添資料をごらんいただきたいと思います。

別添資料一枚をおめくりいただきまして、一ページでございますが、よろしいでしょうか。

まず、養老町税条例等の一部を改正する条例の第一条関係とい

うことでございます。

一番上の第十一条の三における改正でございます。

ここにおきましては、軽自動車税に環境性能割を新たに設け、現行の「軽自動車税」を「種別割」と名称変更することによるものでございます。つまり、現行の自動車税、種別割、そして今回の新たなものを軽自動車税の環境性能割とするものでございます。続きまして、第十二条でございますが、後で御説明申し上げます第六十五条の六、軽自動車税の環境性能割の申告納付の規定が追加されることなどによる整備ということでございます。

続きまして、一ページをおめくりいただきまして、三ページの上段でございますが、第二十六条の五でございますが、ここでは地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人町民税・法人税割の一部を国税化されることに伴い、法人税割の税率を、現行の「九・七％」から「六・〇％」にするというものでございます。

続きまして、第三十二条の二でございます。ここにおきましては、個人町民税に係る延滞金の計算期間等において、国税における見直しに準じ、規定の整備を行うものでございます。

それから、第三十二条の六でございますけれども、一ページおめくりいただきまして、四ページの最下段でございますが、この三十二条の六、それからもう一つ、第三十二条の八、もう一ページおめくりいただきまして、六ページの下段でございますが、この三十二条の六と三十二条の八でございますが、ここでは法人町民税に関して、先ほどと同じでございますが、延滞金の計算期間等について、国税における見直しに準じ、その規定の整備をさせていただきますものでございます。

続きまして、第六十四条でございますが、一ページおめくりい

ただきました八ページの下段でございます。この第六十四条では、軽自動車税に環境性能割を新たに設け、現行の軽自動車税を種別割と名称変更するなど、納税義務者についての規定の整備をするものでございます。

続きまして、九ページの中段、第六十五条でございますが、ここにおきましては、軽自動車税のみなし課税について規定をさせていただきます。

続きまして、一ページをおめくりいただきまして、十ページの中段でございます。第六十五条の二でございますが、ここでは日本赤十字社の所有する軽自動車等の非課税について規定をするものでございます。

それから、第六十五条の三でございますが、環境性能割の課税標準について規定をさせていただくものでございます。

続きまして、その下の第六十五条の四、環境性能割の税率について規定するもので、燃費基準値の達成度に応じまして、非課税から一％、二％、三％とするものでございます。

続きまして、十一ページでございますが、第六十五条の五でございますが、環境性能割の徴収方法について規定するもので、申告納付とするものでございます。

続きまして、第六十五条の六でございますが、環境性能割の申告書に基づく納付等について規定をさせていただくものであります。

それから、第六十五条の七、ここでは環境性能割について正当な理由なくして申告をしなかった場合など、不申告に関する過料について規定をさせていただくものでございます。

それから、次ページ十二ページでございますが、一ページおめくりいただきまして、最上段、第六十五条の八でございます。

ここでは、環境性能割の公益等の減免について規定をするものでございます。

それから、第六十六条でございますが、現行の軽自動車税を種別割に名称変更することによる規定の整備ということでございます。名称が変わっております。

以下、第六十七条から、第六十七条の三、それから第六十九条、一ページおめくりいただきまして、十四ページの第七十条、それから第七十一条、それから十五ページになりますが、第七十二条、それからもう一ページおめくりいただきまして、十六ページの下段の第七十三条までにつきまして、同じく名称変更することによる規定の整備ということで同様でございます。

それから、十七ページの下段でございますが、附則でございます。

この附則の第三条でございますが、ここではセルフメディケーション、つまり、自主服薬の推進のため、適切な医療管理のもと医療用の医薬品からの代替を進める観点から、健診等を受ける個人を対象に、いわゆるスイッチOTC医薬品、医療用から転用された医薬品でございますけれども、この購入費用について医療費控除の特例措置の導入ということの規定の整備をさせていただくものでございます。

それから、一ページをおめくりいただきまして、十八ページの最上段でございますが、同じく附則の第十二条の二でございますが、ここでは軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例といたしまして、当分の間、県が行うことを規定するものでございます。

それから、附則の第十二条の三、ここでは環境性能割の減免の特例といたしまして、当分の間、県知事が減免することゝを規定させていただくものでございます。

続きまして、附則の第十二条の四でございますが、環境性能割の申告納付の特例といたしまして、当分の間、県知事に申告し、納付することを規定するというものでございます。

それから、第十二条の五でございますが、ここでは県が環境性能割を賦課徴収するための徴収取扱費を町が交付することについて規定をするものでございます。

それから、附則第十二条の六でございますが、軽自動車税の環境性能割の税率の特例について定めるもので、二%を上限とするということでございます。

続きまして、附則の第十三条でございますが、十九ページ、最上段でございます。環境性能割の導入に伴い、現行の軽自動車税を種別割に名称変更するとともに、グリーン化特例の一年の延長を規定させていただくものということでございます。

それから、一ページおめくりいただきまして、養老町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例、つまり条例の第二条関係でございます。

ここでは、附則の第六条ということで、これは平成二十六年の税制改正がありましたけれども、その中で軽自動車税に関する経過措置において、現行の軽自動車税を種別割に名称変更するなど、先ほど御説明をさせていただきました第一条関連の改正、特に第六十六条等に合わせた規定の整備をしていくものでございます。

それから、一ページおめくりいただきまして、下のページでございます。

養老町税条例の一部を改正する条例、第三条関係ということで、附則の第五条でございますが、これは平成二十七年の税条例を改正させていただいた中、町たばこ税に関する経過措置において、先ほどの第一条関連の改正、第十二条に合わせた規定の整備とい

うことでございます。

施行日につきましては、今回は平成二十九年の一月一日、そして二十九年の四月一日、それから平成三十年の一月一日の三つがございますけれども、条によりましては複数またがるものがございますので、ちょっと複雑になりますが、御説明を申し上げます。

まず、平成二十九年の一月一日分でございます。

第一条中、税条例の改正の分でございますが、第十二条の改正規定、この後申し上げます二十九年の四月一日施行分を除くところで、また並びに第三十二条の二、第三十二条の六、第三十二条の八の規定、そして、第三条中、平成二十七年の条例改正の条例改正の部分で、附則第五条の第七項の改正規定中、「新条例」を「養老町税条例」、それから、「掲げる新条例」を「掲げる同条例」に改める部分、そして、同項の表、第十二条第三号の項中「第三十二条の六第一項の申告書（法第三百二十一条の八第二十二項及び第二十三項の申告書を除く。）」を削る部分に限る。～については、平成二十九年一月一日ということでございます。

それから、平成二十九年の四月一日分でございます。これは第一条中の第十一条の三、そして第十二条の改正規定中、「第十四条の七、第四十八条」の次に「第六十五条の六第一項」を加える部分、同条第二号中「第八十条第一項」を「第六十五条の六第一項の申告書、第八十条第一項」に改める部分、及び同条第三号中「第八十条第一項」を「第六十五条の六第一項の申告書、第八十条第一項」に改める部分に限る。～、そして、第二十六条の五、及び第六十四条から第七十三条までの改正規定、並びに附則第十二条の次に五条を加える改正規定、及び附則第十三条の改

正規定でございます。

また、第二条、平成二十六年の一部改正の一部改正でございますが、並びに第三条、平成二十七年の一部改正の一部改正の中、附則第五条第七項の表第十二条第三号の項の改正規定、「〔第八十条第一項〕を〔第六十五条の六第一項の申告書、第八十条第一項〕に改める部分に限る。」につきましては、平成二十九年の四月一日ということでございます。

それから、第一条中の附則第三条の改正規定については、平成三十年の一月一日とするものでございます。

以上で、補足説明とさせていただきます。

○議長（吉田太郎君） 説明が終わりました。

○議長（吉田太郎君） 次に、日程第六、議案第四十七号 養老町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第四十七号 養老町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての説明をさせていただきます。本条例につきましては、建築基準法施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令、平成二十八年政令第六号の施行に伴い、保育所等の避難階段の規定について所要の改正を行うものでございます。

また、保育士等確保対策検討会での検討結果を踏まえ、保育所並びに小規模保育事業A型及び事業所内保育事業（利用定員が二十人以上のものに限る。）を行う事業所における保育士の数につ

いて待機児童を解消し、受け皿拡大が一段落するまでの間の特例を設けるものでございます。

詳細につきましては、担当課長に補足説明をさせていただきますので、十分な御審議を賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

○議長（吉田太郎君） 補足説明を松岡子ども課長。

○住民福祉部子ども課長（松岡弘泰君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

資料のほうの養老町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の新旧対照表のほうもあわせてごらんください。

まず一ページのところでございますが、建築基準法施行令及び地方自治法施行令の改正に伴い、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成二十六年厚生労働省令第六十一号）が改正されましたので、この対照表にありますように、第二十九条及び第四十四条の四階以上の階の避難用設備について改正の国の基準と同様の改正を行うものでございます。

続きまして、その下のところの附則のところでございますが、また家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が改正されたので、附則第六条から、三ページから四ページにかけまして第九条までとして、小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例が追加されましたので、同様の改正を行うものでございます。

附則第六条では、保育士の数は一人以上とすることができるところについて、次に第七条でございますが、保育士の数の算定について、幼稚園教諭もしくは小学校教諭、または養護教諭の普通免許状を有するものを保育士とみなすことができることについて、めくっていただきましたが、第八条でございますが、第八条では保育士と同等の知識及び経験を有すると町長が認めるものを保育士

とみなすことができることについて、最後に第九条では前二条についての保育士の配置基準について定めたものでございます。

次に、施行日についてでございますが、この条例は公布の日から施行します。

以上で、議案第四十七号 養老町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての補足説明とさせていただきます。

○議長（吉田太郎君） 説明が終わりました。

○議長（吉田太郎君） 次に、日程第七、議案第四十八号 養老町土地開発公社定款の変更についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。
大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第四十八号 養老町土地開発公社定款の変更についての説明をさせていただきます。

公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）及び、土地開発公社経理基準要綱が、土地開発公社のさらなる会計処理の適正化と、より適正な財政状況の開示を図るために、改正されたことに伴い、同法及び要綱の基準に基づき養老町土地開発公社定款の経理基準を変更するものでございます。

詳細につきましては、担当課長に補足説明をさせていただきますので、十分な御審議を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（吉田太郎君） 補足説明を前田建設課長。

○産業建設部建設課長（前田勝治君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

資料のほうの新旧対照表のほうをあわせてごらんください。

まず、第十六条第四項につきましては、土地開発公社のキャッシュフロー情報を開示するため、理事会の議決事項にキャッシュフロー計算書を追加するものであります。

次に、第十九条につきましては、全国的に運用財産を有する土地開発公社がなく、要綱から運用財産の規定が廃止されたことから、土地開発公社の資産から運用財産を削除するものであります。次に、第二十一条につきましては、第十六条第四項と同様に、土地開発公社が作成必要な決算及び財務諸表にキャッシュフロー計算書を追加するものであります。

次に、施行日についてであります。この定款は知事の認可のあった日から施行します。

以上で、議案第四十八号 養老町土地開発公社定款の変更についての補足説明とさせていただきます。

○議長（吉田太郎君） 説明が終わりました。

○議長（吉田太郎君） 次に、日程第八、議案第四十九号 広幡保育園耐震化及び改修工事請負契約の締結についてを議題とします。
町長より提案理由の説明を求めます。
大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第四十九号 広幡保育園耐震化及び改修工事請負契約の締結についての説明をさせていただきます。

広幡保育園につきましては、耐震基準を満たしていないとともに、築後三十八年が経過し、老朽化のため傷みの激しい箇所がありますので、耐震化及び改修工事を行うものでございます。養老町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第二条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長に補足説明をさせますので、十分な御審議を賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

○議長（吉田太郎君） 補足説明を松岡子ども課長。

○住民福祉部子ども課長（松岡弘泰君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

先ほど、訂正でお配りさせていただきました議案のほうもあわせてごらんいただきましたのと、資料のほうは入札執行一覧表というのがついております。そちらにあります仕様書番号、養総工第四号という入札執行一覧表でございますが、こちらをあわせてごらんください。

それでは、失礼します。広幡保育園の地震に対する安全性を数値化したIs値というのがございまして、それが安全であるとされる○・六を下回っております○・五二であり、耐震基準を満たしていないとともに、昭和五十二年度の改築以降、大規模な改修が行われておりませんので、屋根や外壁の経年劣化や傷みが著しいということがございまして、耐震化及び改修工事を行うものがございます。この工事によりまして、広幡保育園の地震に対する安全性を確保し、施設の長寿命化を図るという効果がございます。工事の内容について、御説明申し上げます。

一番、契約の目的、広幡保育園耐震化及び改修工事。

二、契約の方法、指名競争入札。

三、契約金額は、五千八百八十四万円、こちらは税込みでございますが、五千八百八十四万円でございます。

四、契約の相手方でございますが、岐阜県養老郡養老町桜井九十六番地、大洋建設株式会社、代表取締役 大橋由和。

五、工期、本契約締結の日から平成二十八年九月三十日まで。

六、工事場所、養老町口ヶ島地内。

七、工事概要、耐震補強、屋根改修、外壁改修、内装改修、電気・機械設備改修工事等。

以上で、補足説明とさせていただきます。

○議長（吉田太郎君） 説明が終わりました。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（吉田太郎君） 九番 田中敏弘君。

○九番（田中敏弘君） 二点について伺います。

まず、一点目としては、私の認識としては小学校、保育園、中学校等々はほぼ耐震化は終了したと、大改修は終了したということとで、今回、保育園ということで、その保育園に対しては公立ですが、どんな今の耐震化率はどうのような状況であるかということ、これによってほぼ終わったのか、まだ未改修のところがあるのかということと、それからもう一点は、今の別添資料の中で、業者の六番の丸竹建設が失格判断基準を下回る入札のためというようなことで、こちら辺の数値はちよつと僕はわかりませんが、業者には指し値というか、それは通知していなかったわけですね。そういうことで、失格となったということで、失格判断の数値はいかほどであったかという二点、質問いたしたいと思えます。

○議長（吉田太郎君） 松岡子ども課長。

○住民福祉部子ども課長（松岡弘泰君） 失礼いたします。

一点目の保育園の耐震化率につきましてでございますが、こちらにつきましては養老町ホームページでも公開してありますとおりですが、養老町に保育園が今、こぼと、広幡、船附、養北、日吉、五園ございまして、要は五園とも耐震基準、古い建物でございまして、耐震の基準には満たしていないという状況でございます。

す。

今回、広幡保育園の耐震化を行うということで、ほかの四園につきましては、まだ耐震の、耐震診断のほうは平成二十一年度に行っておりまして、耐震の基準を満たしていないということは結果として出ておりまして、ホームページにも公開してありますが、今回は広幡保育園をまず耐震化させていただいて、残りの施設につきましては、今後計画を立てて、考えていきたいというふうに考えております。

○議長（吉田太郎君） 田中総務課長。

○総務部長兼総務課長（田中知行君） 先ほどの田中議員の御質問にお答えいたします。

一者低入札ということで、失格になっているということでございますが、まずこの低入札価格調査制度でございますけれども、競争契約に当たって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申し込みをした者の当該申し込みに係る価格が調査基準価格を下回った場合、低価格の理由を調査し、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、またはその者と契約を提携することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不適当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内でもって申し込みをした他の者を落札者とする制度でございます。

工事等の適正な執行と目的物の良好な品質を確保し、ダンピングや下請企業、労働者へのしわ寄せを防止し、地域の経済と雇用、建設業の健全な発展を促進するための制度でございます。本町においては、平成二十七年四月一日から予定価格が一千万以上の工事について導入しております。

それで、低入札価格制度における調査基準価格につきましては、

予定価格を公表しておりませんので、非公表としております。算定式については公表しております。また、その価格の算出については国の基準に準じて算出しております。

実際に範囲となりますと、予定価格の七〇から九〇%がその範囲となります。また、指名業者につきましては、この工事がこの低入札価格調査制度の対象工事であるということは通知いたしております。しかしながら、予定価格を公表しておりませんので、業者のほうで正確にこういった価格を見積もるといのはなかなか難しいのではないかとこのように思います。以上でございます。

○議長（吉田太郎君） ほかに。

〔挙手する者あり〕

○議長（吉田太郎君） 九番 田中敏弘君。

○九番（田中敏弘君） 今、失格業者に対してはペナルティーとか何かは、今後の指名等々について影響があるのか、そこら辺のことをお伺いしたいと思います。

○議長（吉田太郎君） 田中総務課長、自席で答弁。

○総務部長兼総務課長（田中知行君） 先ほど御説明させていただきましたが、予定価格を公表していないということで、入札業者については低入札価格調査基準価格を正確に積算することができません。したがって、正確に積算することができない以上、低入札だけをもってペナルティーを科すということはできないと考えております。以上でございます。

○議長（吉田太郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（吉田太郎君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） 二点でお尋ねしたいと思いますが、現在のIs値が〇・五二ということですが、本契約で改修工事をし

たことによる耐震化の I s 値、その数値をお答えいただきたいと思ひます。

それから、契約の相手方ですけれども、このような事業の実績また従業員数などについてお尋ねしたいと思ひます。

○議長（吉田太郎君） 前田建設課長。

○産業建設部建設課長（前田勝治君） 水谷議員のただいまの御質問にお答えさせていただきます。

I s 値につきましては、目標〇・七以上というふうに設定して計画をしております。以上でございます。

○議長（吉田太郎君） もう一点。従業員が。

松岡子ども課長。

○住民福祉部子ども課長（松岡弘泰君） 相手方の実績等、従業員数等につきましてでございますが、申しわけございません、今、手元に資料がございませんので、後ほどまた御報告させていただきますというところでよろしくお願ひします。

〔挙手する者あり〕

○議長（吉田太郎君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） 国の基準値の I s 値が〇・六を下回らないということで、今回五千二百万くらいをかけて、〇・七以上を設定しているというところですけれども、これは〇・一、例えば〇・八以上とか〇・九以上とか設定の仕方があると思うんですけれども、契約金額との関係なのか、余りにも基準値が〇・七以上というのは低過ぎる、予算をかけるのに低過ぎるんじゃないかと思うんですが、こういう点はどうにお考えですか。

○議長（吉田太郎君） 前田建設課長、自席で答弁。

○産業建設部建設課長（前田勝治君） I s 値の目標設定数につきましては、建物の用途によりまして、前掛けとか割り増しを

する計算方法があります。学校等も一緒なんですけれども、〇・六に一・一倍して、〇・七という目標数字で学校のほうも設定しておりますので、保育園も公共施設ということで同じにしています。

その中で、例えばこの庁舎とか、防災施設とかいうような場合につきましては、そういう割り増しを変えたりすることはありますが、こうしなければならぬというふうな基準は公表はされておりまして、基準自体はないということで、特に防災施設、消防署だとかそういうのは数字を上げる場合がありますが、学校等につきましては一・一倍という数字で目標値を設定して計算しております。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（吉田太郎君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） 目標値の数値はないということですが、この耐震化した時点でしたら I s 値の設定というのでも計算して、行政として現在〇・五二から耐震化により例えば〇・七六、〇・八〇とかそういうのの確認というのはどういうふうになつていますか。

○議長（吉田太郎君） 前田建設課長、自席で答弁。

○産業建設部建設課長（前田勝治君） 今、確認という御質問ですが、まずこの〇・六という数字の目標自体が、現在の建築事業において倒壊しないというのを目標に設定をされております。今回の熊本でありました地震のように、ちよつと言葉として想定外という言葉がいいのかどうかあれなんですけれども、想定していない場合の倒壊だとか、そういうのが今現在では今検討されているというふうに私のほうも聞いております。

○〇・七の確認に関しましては、あくまで計算上になりますけれ

ども、構造判定委員会というのがありまして、そこで構造を見て、確認をするということで計算を出しているというふうになっております。以上でございます。

○議長（吉田太郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（吉田太郎君） 二番 岩永義仁君。

○二番（岩永義仁君） 公立の保育園四園、こぼと、広幡、船附、日吉ということですが、今回、広幡保育園の耐震化をするということ、その後ほかの残り三園については今後計画して、検討していくというような先ほど答弁があったかと思うんですが、差し迫った、先日の熊本地震もそうですけれども、南海トラフを想定される地震も差し迫っているわけですから、具体的にいつぐらいをめどにほかの残り三園についても耐震化を行うのかをお答えいただきたいのと、あと耐震化をやっていく順序の選定の基準ですよね、どういう順序でやっていくのかというのは何の基準で決めているのかというのをちょっと教えてください。

〔発言する者あり〕

○二番（岩永義仁君） ごめんなさい、ちょっと訂正します。五園で、残り四園ですね、ごめんなさい。済みません。訂正いたします。

○議長（吉田太郎君） 松岡子ども課長、答弁。

○住民福祉子ども課長（松岡弘泰君） ただいまの岩永議員の御質問にお答えしたいと思います。

今、御質問ありましたように、養老町公立で五園ございまして、今回、広幡保育園をまず耐震化するというところでございます。これにつきましては、広幡保育園につきましては、養老町で幼稚園がなく、今五歳児までを預かっていただいているということで、

すぐ小学校に接続するという保育園でもございますので、養老町で保育園として耐震化するというところでございます。

あと残りの四園につきましては、先日も議会の議員の皆さんにも御説明させていただいたかと思えますけど、今後子供の保育、教育をどうしていくかという中で、各地区、養老地区と高田地区の養老幼稚園を使った保育ですとか、そういうこともございますので、例えば養老地区ですと、こぼと保育園を養老地区というか、養老小学校区ですね、学校校区の中で、養老幼稚園とこぼと保育園をどういうふうに今後考えていくかというような計画の中で、いろいろ考えていきたいと思っております。それにつきましては、方向性が固まり次第、議会にも報告させていただきましますし、あと町民の皆様にも御説明をして御理解を求めていきたいと思っております。

具体的に何年ごろにどの保育園を耐震化する、あるいはどの保育園が残っていないとか、そういうことにもなってくるかと思えますが、それにつきましても、今、おのおのの保育園につきまして検討している段階でございますので、先日、こういうふうな各地区につきまして考えていますというのを議員の皆様にごらんいただいたかと思えますので、そのあたりが方向性が固まり次第、随時御報告させていただきたいと思っておりますので、現段階でいつ、どこの保育園を耐震化するということについてはまだ未定であるということで御報告させていただきたいと思えます。

○議長（吉田太郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。
これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案どおり決定することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉田太郎君） 挙手全員です。

よって、本案は原案どおり可決されました。

これより暫時休憩いたします。

再開は十時四十五分といたします。

（午前十時 三十分 休憩）

（午前十時四十四分 再開）

○議長（吉田太郎君） 休憩を解き、再開します。

ここで先ほど水谷議員の質問に対して、松岡子ども課長より回答の申し出がありましたので、許可いたします。

松岡子ども課長、答弁。

○住民福祉部子ども課長（松岡弘泰君） 失礼いたします。

それでは、先ほどの水谷議員の御質問の中で、今回請け負った大洋建設の実績と技術者の数についての御質問でございましたが、技術者の数につきましては、指名願の中で一名ということになっております。あと、実績につきましては、過去二年間でいろいろ工事を行っていたいております。その中で高田中学校の管理棟の耐震補強工事も請け負っていただいております。成績につきましては良好だということで、そういう成績も出ております。以上でございます。

○議長（吉田太郎君） 従業員は。

○住民福祉部子ども課長（松岡弘泰君） 従業員の数までちょっと

指名願では出ておりません。申しわけございません。

○議長（吉田太郎君） 次に、日程第九、議案第五十号 物件供給

契約の締結について（消防施設（高規格救急車）整備事業）を議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第五十号

物件供給契約の締結について（消防施設（高規格救急車）整備事業）の説明をさせていただきます。

失礼しました。高規格救急車整備事業の説明をさせていただきます。

養老町消防施設整備計画に基づき、現在、養老町消防本部養老消防署に配備されている高規格救急車を更新するものでございます。養老町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第三条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長に補足説明をさせていただきます。詳しくお願いいたします。

○議長（吉田太郎君） 補足説明を近藤消防総務課長。

○消防総務課長（近藤清隆君） それでは私のほうから補足説明をさせていただきます。

資料にもございますとおり、最後のページから二ページのところに、二枚目のところに入札執行通知書がついてございますので、そちらも御参考までによりしくお願いいたします。

現在、養老町消防本部養老消防署に配備されている高規格救急車は、平成十七年九月二十七日の配備から十一年目を迎え、養老

町消防施設整備計画に基づき、更新時期となるため、更新するものであります。

この高規格救急車の更新により、装備等も最新鋭のものに充実整備され、傷病者の心理的、肉体的負担の軽減、高度救命処置の車内活動を支援し、救急活動をより安全に、また迅速確実に対応が図れる効果がございます。

その内容を御説明申し上げます。

一、物件名、消防施設（高規格救急車）整備事業。

二、契約の方法、指名競争入札。

三、契約金額、二千七百五十四万円。

四、契約の相手方、岐阜県養老郡養老町瑞穂四百三番地の一、岐阜トヨタ自動車株式会社養老店、店長 佐藤正樹。

五、納入期限、平成二十八年十二月五日。

六、納入場所、養老町消防本部。

七、物件の概要、高規格救急車。

以上で、補足説明とさせていただきます。

○議長（吉田太郎君） 説明が終わりました。ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（吉田太郎君） 十番 松永民夫君。

○十番（松永民夫君） 入札の指名が八者ということで、この八者のうち五者が辞退ということですが、辞退の理由、八者のうち五者も辞退したというのはどんな理由があったのか、お尋ねをいたします。

○議長（吉田太郎君） 近藤消防総務課長、答弁。

○消防総務課長（近藤清隆君） 松永議員の御質問にお答えさせて

いただきます。

現在の入札の辞退が五者あったということでございますけれども、その要因としては、まず高規格救急車というのは国内で製造しているメーカーが若干数しかないということで、この指名業者が納入することに対して非常にできないというところもありましたので、そのことについてやはり辞退があったということでございます。

また、車のシャーシを納入ができたとしても、救急車というのは特殊なもので、医療機器、医療部品というのがありまして、心电图モニターとかAEDとか点滴のための溶液に対する薬剤とか、そういったものの医療機器も兼ね備えて納入ができないければやはり入札ができないということで、こういった五者の辞退となったと考えております。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（吉田太郎君） 十番 松永民夫君。

○十番（松永民夫君） 今、特殊な関係でなかなか納入ができないということですが、養老町が指名をした関係でそういうことを調べずに指名したということでしょうか。

○議長（吉田太郎君） 大橋町長。

○町長（大橋 孝君） 松永議員の質問にお答えしたいと思います。本来、辞退理由というのは確認をしませんのでわかりません。

あくまで総務課長が答えたのは想像だろうというふうに思いますけれども、そういったことで辞退についての理由はわからないということと、やはり一応そういった適性があればということでは指名をさせていただいたということでは御理解をいただきたいと思います。

○議長（吉田太郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案どおり決定することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉田太郎君） 挙手全員です。

よって、本案は原案どおり可決されました。

○議長（吉田太郎君） 次に、日程第十、議案第五十一号 物件供給契約の締結について（消防施設（消防ポンプ自動車）整備事業）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第五十一号

物件供給契約の締結について（消防施設（消防ポンプ自動車）整備事業）の説明をさせていただきます。

養老町消防施設整備計画に基づき、現在養老町消防団第五分団

第五部に配備されている消防ポンプ自動車（CD—I型）でござ

いますが、これを更新するものでございます。養老町議会の議決

に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第三条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては、担当課長に補足説明をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

○議長（吉田太郎君） 補足説明を近藤消防総務課長。

○消防総務課長（近藤清隆君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

資料の一番最後のページに入札執行通知書がついてございますので、こちらも参考によりしくお願いをいたします。

現在、養老町消防団第五分団第五部（大巻のうち、仁保、美波、上、寺町、堤）に配備されている消防ポンプ自動車（CD—I型）が、平成十年十月九日の配備から十八年目を迎え、更新時期となるため、更新するものでございます。この消防ポンプ自動車の更新により、装備等も最新鋭のものに充実整備され、管内の火災事案はもとより、各種災害事案にも迅速確実に対応でき、効率的な運用が図れる効果があります。

その内容を御説明申し上げます。

一、物件名、消防施設（消防ポンプ自動車）整備事業。

二、契約の方法、指名競争入札。

三、契約金額、一千九百六十五万六千円。

四、契約の相手方、岐阜県岐阜市金園町三丁目二十五番地、株式会社ウスイ消防、代表取締役 臼井潔。

五、納入期限、平成二十八年十二月五日。

六、納入場所、養老町消防本部。

七、物件の概要、消防ポンプ自動車（CD—I型）。

以上で、補足説明とさせていただきます。

○議長（吉田太郎君） 説明が終わりました。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。
討論はありませんか。

「「ありません」の声あり」

○議長（吉田太郎君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案どおり決定することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉田太郎君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（吉田太郎君） 次に、日程第十一、認定第一号上程後提案

理由の説明を受け、総括質疑のみ行います。

それでは、日程第十一、認定第一号 平成二十七年養老町上水道事業会計決算の認定についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました認定第一号 平成二十七年養老町上水道事業会計決算の認定について説明をさせていただきます。

認定第一号 平成二十七年養老町上水道事業会計決算の認定について。

地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三十条第四項の規定により、平成二十七年養老町上水道事業会計決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

詳細につきましては、担当課長に補足説明させていただきますので、十分な御審議を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（吉田太郎君） 補足説明を桐山水道課長。

○産業建設部水道課長（桐山一則君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

まず、平成二十七年の上水道事業給水状況につきまして御説明させていただきます。

最初に、二十一ページをごらんください。

業務量で述べておりますとおり、年度末給水戸数につきましては、前年度と同数の八千六百七十八戸、給水人口につきましては、前年度より四百五十三人減の二万七千二百二十八人となりました。

また、同じページにあります年間有収水量は前年度より一万七千七百六十六立方減の二百三十五万七千十六立方メートルとなりました。年間有収率につきましては、前年度の七六・六四％から七五・八一％へと〇・八三％低下いたしました。

それでは、一ページをごらんください。

決算報告書について説明させていただきます。いずれも消費税込みの額であります。

最初に収益的収入及び支出、いわゆる三条会計であります。

収入の第一款水道事業収益の決算総額は四億五千九百九十一万九千四百十六円となり、支出の第一款水道事業費用の決算総額は三億九千五百五十二万三千六百七十七円となりました。

次に、二ページをごらんください。

資本的収入及び支出の四条会計についてであります。

収入の第一款資本的収入の決算総額は三千二百六万九千五百十円となり、支出の第一款資本的支出の決算総額は三億八千三百七十七万九千二百四円となりました。資本的収入額が資本的支出額に不足する額三億五千二百五十一万五千四百円につきましては、過年度分損益勘定留保資金二億九千二百六万一千九百二十二円、

当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額二千三百二十万八千八百円及び減債積立金三千七百十四万七千三百二十四円で補填いたしました。

続きまして、それぞれの費用の明細について御説明させていただきます。

二十六ページをご覧ください。

三条会計であります水道事業収益の状況につきまして、収入総額消費税抜き金額は、四億二千八百六十五万八千五百七円で前年度の四億二千五百九十二万八千五百九円とほぼ同額となりました。水道事業費用総額は、三億八千七百四十七万六千三百三十九円となり、前年度の四億四千八百八十六万三千四百四十二円に比べて五千四百三十八万四千二百三円の減となりました。これは主に二十八ページの項三特別損失、目二その他特別損失がゼロとなり、新会計制度移行に伴う初年度のみの計上の五千二百二十六万三千八百円がなくなったことによるものでございます。

この結果、四ページの平成二十七年養老町上水道事業損益計算書の当年度純利益が四千八百十八万二千三百六十八円で、当年度未処分利益剰余金は三億八千六百十五万二千六百七十二円となりました。

二十八ページをご覧ください。

四条会計であります資本的収支の状況につきまして御説明させていただきます。

資本的収入総額は、企業債の借入れがなかったこともあり、三千五十五万六千九百十八円となりました。

二十九ページをご覧ください。

資本的支出総額は三億五千八百二十六万二千六百六十四円で、前年度の二億七千六百六十五万九千三百五十九円に比べて八千百六

十万二千八百五円の増となりました。

主な内容について御説明させていただきます。

一目配水設備拡張費で、統合に向けて西小倉地内で配水管を二千七百七十六・三七メートル新設いたしました。

二目配水設備改良費で、耐震管に入れかえる工事を高田、押越地内で千三百二十七・九二メートル、それから老朽管布設がえ工事を大場平東地内で千八百六十八メートル行いました。

以上で、認定第一号 平成二十七年養老町上水道事業会計決算の認定についての補足説明とさせていただきます。

○議長（吉田太郎君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は産業建設委員会に付託の上、審査したいと思いますので、ここで質疑は総括的あるいは大綱的な質疑にとどめていただこうお願い申し上げます。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は産業建設委員会に付託の上、審査することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は産業建設委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

なお、議案審議の付託先である産業建設委員会は、六月十六日木曜日午前十時より開会されるよう要請します。

○議長（吉田太郎君） 次に、日程第十二、議案第五十二号から日程第十四、議案第五十四号の三議案は、逐条上程後、提案理由の説明のみを受けます。

それでは、日程第十二、議案第五十二号 平成二十八年度養老町公共下水道事業特別会計の繰入れの変更についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第五十二号 平成二十八年度養老町公共下水道事業特別会計の繰入れの変更について御説明させていただきます。

公共下水道事業特別会計につきましては、今回、議案第五十四号の平成二十八年度養老町公共下水道事業特別会計補正予算（第一号）で、歳入歳出それぞれ百三十五万円を増額しております。

今回の補正は、主に公共下水道事業経営戦略策定業務の委託に伴う補正であり、その経費の二分の一については一般会計から繰り出しを行うこととされていますので、今回の補正により繰入総額を二億三千八百八十七万円に変更するものでございます。

以上で、議案第五十二号 平成二十八年度養老町公共下水道事業特別会計の繰入れの変更についての提案説明とさせていただきます。

○議長（吉田太郎君） 説明が終わりました。

○議長（吉田太郎君） 次に、日程第十三、議案第五十三号 平成二十八年度養老町一般会計補正予算（第二号）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第五十三号 平成二十八年度養老町一般会計補正予算（第二号）につきまして、その概要を説明させていただきます。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ三千二百九十六万一千円を追加し、予算総額を百八億六千三百六十九万一千円とするものでございます。

主な補正の内容は、養老改元一三〇〇年祭プレイベント事業でメインとなる行幸行列再現の実施経費、全日本愛瓢会総会・展示会準備経費、養老駅公衆トイレ整備事業、特産品ブランド認証事業、ふるさと養老観光宣伝費などでございます。

詳細につきましては、それぞれ担当部課長に補正説明をさせますので、十分な御審議を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（吉田太郎君） 田中総務部長、補正説明。

○総務部長兼総務課長（田中 信行君） それでは、私のほうから総務部関係の補正説明をさせていただきます。

最初に、十ページの歳出から説明させていただきます。

款二総務費、項一総務管理費、六目企画費では、説明欄二行目、養老改元一三〇〇年プロジェクト事業のうち、まず養老改元一三〇〇年祭プレイベント事業で、メインとなる行幸行列再現の実施や季刊ガイドブックの作成、記念列車PRに係る費用として、需用費四十九万八千円、委託料一千三百五十一万一千円、使用料及び賃借料七十三万八千円、合計で一千四百七十四万七千円を計上いたしました。

また、ひょうたん活用活性化事業で、来年六月に全日本愛瓢会総会・展示会を本町で一三〇〇年祭・本祭記念と位置づけて開催することから、準備費用として旅費二十七万七千円、負担金補助

及び交付金五十五万円、合計で八十二万七千円を計上いたしました。

次に、十一ページの項五統計調査費、六目経済センサス調査費では、調査委託金の交付額の決定に伴い調査事務費の一部を見直し、五万五千円を増額いたしました。

次に、七ページの歳入について説明をさせていただきます。

款十四県支出金、項三委託金、一目総務費委託金では、経済センサス調査委託金の交付決定がございましたので、五万円を増額いたしました。

次に、八ページの款十八繰越金では、財源が不足する額四千五百六十万二千円を増額いたしました。

次に、四ページの「第二表 地方債補正」でございますが、養老駅公衆トイレ整備事業債として九百万円を新たに追加し、社会資本整備総合交付金事業債では、事業費の変更に伴い限度額を四百五十万円減額し、補正後の限度額を六千三十万円とするものでございます。

以上で、総務部関係の補足説明とさせていただきます。

○議長（吉田太郎君） 野村住民福祉部長、補足説明。

○住民福祉部長（野村博治君） 失礼します。それでは、私のほうから住民福祉部関係の補足説明をさせていただきます。

まず、歳出、十ページをごらんください。

款二総務費、項一総務管理費、目六企画費では、地方創生加速化交付金の採択が受けられなかった、説明欄三行目でございますが、三行目の婚活支援事業について、町単独事業でイベント開催時の講師謝礼として報償費の四万円、婚活チラシの印刷代などの需用費としまして二十万九千円、婚活サポーターへの情報提供時郵送代や保険料ということで役務費四万一千円、婚活ホームページ

ジの保守管理委託料としまして十九万五千円、婚活支援事業補助金の五万円、合計五十三万五千円を計上いたしました。

次に、項三戸籍住民基本台帳費、目一戸籍住民基本台帳費では、事業内容を明確にするため、戸籍住民基本台帳事務費を二百三十八万二千円減額し、個人番号カード交付事業としまして一千一万一千円を計上いたしました。

また、十一ページでございますが、款四衛生費、項一保健衛生費、目六保健センター費では、保健センター維持管理事業としまして保健センターの外壁改修工事に五百万七千円を計上いたしました。

次に、七ページでございます。

歳入について、御説明申し上げます。

地方公共団体における社会保障・税番号制度の導入に伴います個人番号カード交付事業費補助金としまして、国庫支出金の国庫補助金、目一総務費国庫補助金を七百七十二万九千円増額いたしました。

以上で、住民福祉部関係の補足説明とさせていただきます。

○議長（吉田太郎君） 佐藤産業建設部長、補足説明。

○産業建設部長（佐藤嘉但君） それでは、私から、産業建設部に關する補正予算の補足説明を申し上げます。

最初に、歳出の説明からさせていただきます。

まず、十ページでございますが、款二総務費、項一総務管理費、六目企画費では、説明欄の一行目でございますが、養老鉄道活性化事業につきまして、養老改元一三〇〇年祭に伴い、観光客に安心と快適性を提供するため、養老公園の玄関口である養老駅に新たに水洗トイレを新設するもので、設計業務委託料として百九万三千円、工事請負費として一千三百七十七万円を計上させてい

いただきました。

また、十九の負担金の節の説明ですが、沿線七市町で構成する養老鉄道活性化協議会におきまして、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく鉄道事業再構築実施計画の認定を受けまして、新たな事業形態への変更と、沿線市町の負担割合について合意確認されたため、所要の手続や事業等を実施するための法定協議会設立及び運営に係る経費として、負担金四百万円を計上させていただきました。

次に、十二ページでございますが、款六農林水産業費、項一農業費、三目農業振興費ですが、説明欄一行目の担い手支援事業費では、認定農業者の農機具購入補助金として二十万五千円を、また説明欄二行目でございますが、元気な農業産地構造改革支援事業におきまして、農業団体の施設整備補助金として九十五万五千円をそれぞれ申請及び審査に基づき合計百十六万円を増額補正いたしました。

次に、款七商工費、項一商工費、二目商工業振興費につきましては、養老改元一三〇〇年プロジェクト事業の一環であります特産品ブランド認証事業におきまして、その展開を図るための戦略推進のための経費として二百三十九万四千円を増額したものでございます。節の説明としては、プロモーション動画及びホームページ作成に係る経費として委託料百六十二万円、認証品陳列に係る経費として備品購入費四十八万円が主なものでございます。

また、三目観光費につきましては、ふるさと養老観光宣伝費として、今年の夏に名古屋駅の百貨店ストリートにおいて計画しております観光PR事業実施のための経費として二百七十万円を増額したものでございまして、節の説明としては、記念品の経費として報償費三十万円、配布品等の経費として需用費五十三万円、

イベントスペースにおける広告料として役務費百七十二万八千円が主なものでございます。

次に、十三ページでございますが、款八土木費、項二道路橋梁費、二目道路橋梁維持費では、橋梁長寿命化計画事業におきまして、その財源であります社会資本整備総合交付金が当初見込み額より減額交付となりましたので、事業見直しにより設計監理委託料二十万円、工事請負費千二百万円、合計千二百二十万円の減額補正をさせていただきました。

三目道路橋梁新設改良費の説明欄一行目でございますが、社会資本整備総合交付金事業でも同じく社会資本整備総合交付金の減額交付に伴い、事業見直しにより用地測量業務委託料百万六千円、工事請負費三千百三十万円、合計三千二百三十万六千円を減額補正をさせていただきました。

また、説明欄二行目のスマートインターチェンジ建設事業につきましては、一部用地取得が完了いたしましたので、アクセス道路の早期完成のために工事請負費二千万円を増額補正させていただきました。また、財源につきましては社会資本整備総合交付金が減額交付となりましたので、土木債及び一般財源により充当するものとして財源更正を行いました。

次に、項四都市計画費、四目下水道整備費におきましては、先ほど議案五十二号の繰り入れの金額の変更ということで説明を申し上げましたが、下水道事業における経営基盤強化と財政マネジメント向上に取り組むための経営戦略策定業務委託料の財源とするために、公共下水道事業特別会計繰出金として、事業費の二分の一である百三十五万円を増額補正して繰り出すものでございます。

続きまして、歳入について御説明申し上げます。

七ページでございますが、款十三国庫支出金、項二国庫補助金、四目土木費国庫補助金の節、区分一道路橋梁費補助金では、歳出の土木費の道路橋梁費でも御説明申し上げましたが、社会資本整備総合交付金二千八百七十四万三千円が減額交付に伴う補正でございまして、減額した財源の事業費の内訳としては、橋梁長寿命化事業計画が二百六十九万五千円、社会資本整備総合交付金事業が千七百七十六万五千円、スマートインターチェンジ建設事業が八百二十八万三千円。以上、三事業における財源で減額となりました。

次に、款十四県支出金、項二県補助金、四目農林水産業費県補助金の節、区分一農業費補助金では、元気な農業産地構造改革支援事業補助金として、同事業の財源とするために六十一万三千円を増額補正いたしました。

次に、九ページの款二十町債、項一町債、三目土木債の節、区分一土木債でございますが、歳出の土木費の道路橋梁費における三事業の補正によりまして、トータル四百五十万円を減額補正したものでございます。

また、七目総務債の節、区分一総務管理債では、養老駅トイレ整備に伴う財源として、その事業債九百万円を計上させていただきました。

以上で、産業建設部に関する補正予算の補足説明とさせていただきます。

○議長（吉田太郎君） 佐藤教育委員会事務局長、補足説明。

○教育委員会事務局局長兼教育総務課長（佐藤昌子君） 失礼いたします。

歳出について、御説明申し上げます。

十三ページです。

款十教育費、項二小学校費、一目学校管理費、小学校管理事務事業といたしまして、事務機器が四月に入り故障し使用できなくなりまして、カラープリンター（印刷機）でございますが、七年間リースとして、その経費三十七万六千円を増額いたしました。

二目教育振興費では、小学校情報化推進事業タブレット端末等購入に対し、岐阜県清流の国ぎふ推進補助金の交付内示がありましたので、百万円を国県支出金に充当し財源更正をいたしました。十四ページです。

項四幼稚園費、二目教育振興費、情操教育推進事業では、寄附を受けましたので、幼稚園の図書購入費として十万円を増額いたしました。

項五社会教育費、四目青少年育成費では、まちづくり整備基金繰入金を財源として備品購入費二十五万四千円を増額いたしました。

また、七目図書館費につきましても、まちづくり整備基金繰入金を財源として備品購入費百万円を増額いたしました。

項六保健体育費、一目保健体育総務費では、養老公園周辺ウォーキングコース設置関連事業に対し、岐阜県清流の国ぎふ推進補助金の交付内示がありましたので、五十九万円を財源更正いたしました。

続きまして、歳入について御説明申し上げます。

七ページ、款十四県支出金、項二県補助金、七目教育費県補助金では、岐阜県清流の国ぎふ推進補助金の交付内定があり、小学校費補助金として百万円、同じく保健体育費補助金として五十九万円を計上いたしました。

款十六寄附金、項一寄附金、五目教育費寄附金では、幼稚園費

寄附金として十万円を計上いたしました。

款十七繰入金、項一基金繰入金、七目まちづくり整備基金繰入金では、百二十五万円を取り崩し、社会教育費、青少年育成費へ二十五万円、図書館費へ百万円を財源充たいたしました。

以上でございます。

○議長（吉田太郎君） 説明が終わりました。

○議長（吉田太郎君） 次に、日程第十四、議案第五十四号 平成二十八年年度養老町公共下水道事業特別会計補正予算（第一号）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第五十四号 平成二十八年年度養老町公共下水道事業特別会計補正予算（第一号）につきまして、その概要を説明させていただきます。

今回の補正で、歳入歳出それぞれ百三十五万円を追加し、予算総額を三億四千七百八十五万円とするものでございます。

補正の内容につきましては、公共下水道事業経営戦略策定に伴うものなどでございます。

詳細につきましては、担当課長に補足説明をさせますので、よろしく願います。

○議長（吉田太郎君） 桐山水道課長、補足説明。

○産業建設部水道課長（桐山一則君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

最初に、七ページの歳出について御説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、款一下水道費、項一公共下水道管理費、一目総務費では公共下水道事業経営戦略策定業務委託

に伴い二百七十万円を計上し、三目処理場管理費では処理場維持管理業務委託の契約差額分百三十五万円を減額いたしました。

次に、六ページの歳入につきましては、款五繰入金、項一一般会計繰入金、一目一般会計繰入金について、公共下水道事業経営戦略策定業務委託に係る経費の二分の一について一般会計から繰り出すため、対象経費二百七十万円のうち、財源である一般会計繰入金を百三十五万円増額するものでございます。

以上で、議案第五十四号 養老町公共下水道事業特別会計補正予算（第一号）についての補足説明とさせていただきます。

○議長（吉田太郎君） 説明が終わりました。

○議長（吉田太郎君） お諮りします。

議案精読及び委員会審査のため、あす六月十五日から六月二十二日までの八日間を休会にいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 異議なしと認めます。

よって、あす六月十五日から六月二十二日までの八日間は、休会とすることに決定いたしました。

○議長（吉田太郎君） これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

本日は、これをもちまして散会します。

なお、議会二日目は、六月二十三日木曜日午前九時三十分より会議を開きます。

また、議員各位におかれましては、この後、三階第二会議室において、養老鉄道存続特別委員会を開催いたしますので御参集く

ださい。本日は御苦労さまでした。

(散会時間 午前十一時三十分)

右、会議の次第をここに記録し、その相違ないことを証するた
めここに署名する。

平成二十八年六月十四日

議長 吉 田 太 郎

議員 三 田 正 敏

議員 早 崎 百 合 子

